



松本市社協地区生活支援員だより

れんげつつじ

〈発行〉

社会福祉法人 松本市社会福祉協議会

〒390-0833 長野県松本市双葉4-16

松本市総合社会福祉センター

☎ 0263-27-2000 ㊚ 0263-27-2239

松本市地区生活支援員

活動紹介動画配信中→

福祉用具号



お気軽に！知って安心！福祉用具の豆情報とお役立ち情報

「福祉用具」とは、自宅で自立した快適な日常生活を送れるように、そして少しでも介護の負担を減らすように、貸与・販売される用具です。指定事業者は利用者の心身の状況、希望、生活環境などを見ながら、適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整などを行います。

【介護保険で利用できるサービス】

《レンタル》日常生活の自立支援や介護予防に役立つ福祉用具の貸し出し。

【用具】車いす、歩行器、ベッドや床ずれ防止具、手すりやスロープ、徘徊探知機など

《販売》衛生的に貸与できない福祉用具(入浴や排泄に用いる物)を販売。

【用具】ポータブルトイレ、入浴補助具(いす、すのこ)、簡易浴槽など

※介護保険は1ヵ月間の支給限度額があるため、他の介護サービスとの組合せに注意が必要です。まずは、ケアマネージャーに相談しましょう。



【介護保険外で利用できるサービス】

《福祉用具等リユースあっせん》

ご家庭で不要になった福祉用具等を譲渡したいという方と、これらを必要としている方への情報の橋渡しをします。

【用具】車いす、歩行器、手押し車、介護用ベッド、腰掛便座、入浴用いすなど（介護保険を受けていない方が対象・取り扱いは包括支援センター）



私たち地区生活支援員が所属している松本市社会福祉協議会では、以下のサービスを行っています。

【車いすの貸し出し】対象者：市内在住で歩行困難な方

- 無料で最長6か月の貸し出しが可能
- ケガなどで一時的に歩行が困難な場合などでも貸し出し対象

【福祉自動車の貸し出し】対象者：車椅子を必要とする方

- 車いすのまま乗車ができる車両の貸し出しをします。(要予約)
- 利用期間は最長2泊3日で1ヶ月3回まで



「借りたいけど、どうしたらいいの?」「こんな場合でも借りられる?」など、小さなことでも地区生活支援員にご相談ください。

きっとお役に立てるはず! お気軽にお声かけくださいね!